

普通預金（無利息型普通預金を含む）、総合口座取引、貯蓄預金、
納税準備預金、通知預金共通規定 新旧対照表

新	旧
3. (印鑑照合等) <u>(1) この取引において証書、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影(または暗証)を届出の印鑑(または暗証)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</u> <u>(2) 後記第7条第3項に基づき届出の印章の押印を受けなかった場合においても、本人確認書類の提示を受けることにより、相当の注意をもって確認し、本人による請求に相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</u> 5. (反社会的勢力との取引拒絶) 普通預金（無利息型普通預金を含みます。）、総合口座取引、貯蓄預金、納税準備預金、通知預金（以下これらを「この預金」といいます。）は、第7条第5項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第7条第5項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。 7. (解約等) (1) この預金口座を解約する場合には、<u>この通帳、証書および届出の印章を持参のうえ、お取扱店に申出てください。</u> <u>(2) 前項の解約手続きに加え、当該預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。</u> <u>(3) 第1項における解約の手続きは、個人である預金者本人による手続きの場合に限り、当金庫が認めたときは、届出の印章の押印を受けず、本人の署名</u>	3. (印鑑照合等) この取引において証書、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影(または暗証)を届出の印鑑(または暗証)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 <u>(新設)</u> 5. (反社会的勢力との取引拒絶) 普通預金（無利息型普通預金を含みます。）、総合口座取引、貯蓄預金、納税準備預金、通知預金（以下これらを「この預金」といいます。）は、第7条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第7条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。 7. (解約等) (1) この預金口座を解約する場合には、<u>この通帳を持参のうえ、お取扱店に申出てください。</u> <u>(2) (新設)</u> <u>(3) (新設)</u>

普通預金（無利息型普通預金を含む）、総合口座取引、貯蓄預金、
納税準備預金、通知預金共通規定 新旧対照表

新	旧
<u>をもってこれに代えることができます。</u> <u>(4)</u> 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合 ②この預金の預金者が前記「普通預金（無利息型普通預金を含む）、総合口座取引、貯蓄預金、納税準備預金、通知預金共通規定」第4条第1項に違反した場合 ③この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合 ④この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合 <u>(5)</u> 前項のほか次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には 当金庫はこの取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。 なお、この取引を解約した場合において、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。 ①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 ②預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合 A. 暴力団 B. 暴力団員	<u>(2)</u> 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合 ②この預金の預金者が前記「普通預金（無利息型普通預金を含む）、総合口座取引、貯蓄預金、納税準備預金、通知預金共通規定」第4条第1項に違反した場合 ③この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合 ④この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合 <u>(3)</u> 前項のほか次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には 当金庫はこの取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。 なお、この取引を解約した場合において、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。 ①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 ②預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合 A. 暴力団 B. 暴力団員

普通預金（無利息型普通預金を含む）、総合口座取引、貯蓄預金、
納税準備預金、通知預金共通規定 新旧対照表

新	旧
C. 暴力団準構成員 D. 暴力団関係企業 E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 F. その他前各号に準ずる者 ③預金者が自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合 A. 暴力的な要求行為 B. 法的な責任を超えた不当な要求行為 C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為 E. その他前各号に準ずる行為 <u>(6)</u> この預金が、当金庫が定める一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額をこえることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。 <u>(7)</u> 第7条第5項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳、証書を持参のうえ、お取扱店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。 14. (未利用口座管理手数料) (1) <u>普通預金口座等が</u>、当金庫が定める一定期間、利息決算以外の預入または払戻しがない場合には、未利用口座となります。 (2) 未利用口座となった場合は、当金庫所定の未利用口座管理手数料をいただきます。 (3) <u>未利用口座管理手数料は、この預金口座から払戻請求書によらず当金庫所定の方法により、引き落とします。</u> (4) <u>未利用口座管理手数料は</u>、返却しません。	C. 暴力団準構成員 D. 暴力団関係企業 E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 F. その他前各号に準ずる者 ③預金者が自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合 A. 暴力的な要求行為 B. 法的な責任を超えた不当な要求行為 C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為 E. その他前各号に準ずる行為 <u>(4)</u> この預金が、当金庫が定める一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額をこえることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。 <u>(5)</u> 第7条第3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳、証書を持参のうえ、お取扱店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。 14. (未利用口座管理手数料) (1) <u>2020年4月1日以降に開設した普通預金口座は</u>、当金庫が定める一定期間、利息決算以外の預入または払戻しがない場合には、未利用口座となります。 (2) 未利用口座となった場合は、当金庫所定の未利用口座管理手数料をいただきます。 (3) <u>この預金口座が未利用口座になった場合には、当金庫この預金口座から、払戻請求書等によらずに当金庫所定の方法により、未利用口座管理手数料を</u>

※改定箇所のみ記載し、下線部分が今回の改定箇所です。

普通預金（無利息型普通預金を含む）、総合口座取引、貯蓄預金、
納税準備預金、通知預金共通規定 新旧対照表

新	旧
(5) <u>預金残高が未利用口座管理手数料に満たない場合は、残高全額を未利用口座管理手数料に充当のうえ、預金者に通知することなく口座を解約することができるものとします。</u> 以 上	<u>引き落とします。</u> (4) <u>前3項で引き落とした未利用口座管理手数料は、返却しません。</u> (5) <u>この預金口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当金庫は、預金者に通知することなく、残高全額を未利用口座管理手数料に充当のうえ、この口座を解約することができるものとします。</u> 以 上